

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号
氏名 安田金属株式会社
代表取締役 安田 秀吉

禁複製

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井伸治



許可の年月日 平成25年8月4日

許可の有効年月日 平成30年8月3日

1. 事業の範囲
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
廃石綿等
ばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
燃え殻（ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6品目、いずれも積替え保管を除く。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
平成25年8月29日 更新許可
5. 積替え許可の有無
鳥取県には政令市がないため記載事項なし。
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無